

特 個 第 8 1 2 号
平成 27 年 12 月 25 日

各府省等官房長等 殿

特定個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の周知及び広報等について（依頼）

平素から特定個人情報の保護関連の取組にご協力いただき、ありがとうございます。

事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応は、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（通知）」（平成 27 年 9 月 28 日付け特個第 584 号）にて通知しているところです。

平成 28 年 1 月 1 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条の 4 の規定が施行され、同条に基づく対応も必要となりますので、特定個人情報保護委員会では、下記の委員会規則等を制定し、又は改正しました（同日施行）。

つきましては、各省庁におかれては、平成 28 年 1 月 1 日以降、事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、下記 1 の委員会規則等に沿って対応するようお願いします。

また、各省庁におかれては、所管団体等に対し、下記 2 のとおり、委員会規則等の周知、個人番号の取扱い及び漏えい事案等が発生した場合の対応等を記載したリーフレットを用いた広報等を行っていただきますようお願いします。

記

1 制定・改正した委員会規則等

- (1) 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）（別添 1）
- (2) 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号）（別添 2）

(注) 主務大臣のガイドライン等に従って事業者から特定個人情報に関する漏えい等の報告を受けた場合の取扱いについては、改正前後で変更はない。

2 周知・広報の取組

(1) 官署窓口へのリーフレットの配置等

個人番号利用事務で事業者と直接接する官署を有する省庁は、窓口へのリーフレット（別添3）の配置のほか、関係団体に対し、1の規則及び告示を周知するとともに、リーフレットの会報誌掲載等により団体所属事業者に周知するよう要請願います。

(2) 業界団体、認定個人情報保護団体への周知等

各府省庁は、所管する分野の業界団体及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第37条第1項に規定する認定個人情報保護団体に対して、1の規則及び告示を周知するとともに、リーフレットの会報誌掲載等により業界団体所属事業者に周知するよう要請願います。

(3) 個人情報保護法第67条に規定する地方公共団体の長その他の執行機関への周知等

個人情報保護法第67条に基づき主務大臣の権限に属する事務を地方公共団体の長その他の執行機関が行っている主務大臣は、当該地方公共団体の長その他の執行機関に対して、1の規則及び告示を周知するとともに、窓口へのリーフレットの配置、関係団体に対する同規則及び告示の周知並びにリーフレットの会報誌掲載等による関係団体所属事業者への周知活動を要請願います。